

4 「あなたならどう伝えますか」（障がい者の人権）

実践する場面

- (1) 対象者 人権教育担当職員、行政職員、保護者、地域住民等
(2) 所要時間 90分

活動のねらい（ポイント）

障がい者のおかれている現状を知り、障がい者の立場に立った支援について考える。

準備するもの

ワークシート1～3、資料

進め方（展開例）

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	備考（資料）
導入 15分	◆学習の確認（5分） ・研修会のねらい ・日程 ・参加体験型学習における約束 ◆アイスブレイキング（10分） 「知っていますか？ このマーク」 ①障がい者に関するマークで知っているものを挙げる。 ②個人で、ワークシート1について答える。 ③グループで、答合せをする。 ④ファシリテーターから、答えや解説を聞く。	・【参加体験型学習の約束】の内容を伝える。 →P9 ・4人程度のグループで行う。 ・障がい者に関するマークで思いつくものが何かあるか問いかける。 ・ワークシート1を配付する。 ・答合せをしながら、気づいたことを伝え合うよう促す。	・ワークシート1 →P34
・マークの意味を理解しておくことは、互いのコミュニケーションを容易にするばかりではなく、相手の人権を尊重することにもつながることに気づく。			
展開 65分	◆アクティビティ1（25分） 「これって、どう？」 ①個人で、ワークシート2にある3種類の事象について、自分の考えを上段に記入する。 ②グループで、①について、その理由も含めて意見交換をする。 ③グループで出た意見を全体に発表し、共有する。 ④ファシリテーターの話を聞く。	・ワークシート2を配付する。 ・意見交換や発表の際、気づいたことがあれば、下段に書き入れるよう伝える。 ・不当な差別的扱い、合理的配慮について、解説をもとに説明する。	・ワークシート2 →P35
・「不当な差別的扱い」「合理的配慮」についての理解をとおして、すべての人が、障がいのあるなしに関わらず、安心して暮らせる環境を整備していくことの大切さに気づく。			

	ワークシート2 解説 ①身体障害者補助犬法では、公共の施設や公共交通機関だけでなく、スーパー、ホテル、飲食店などの一般的な施設にも、障がい者が同伴する盲導犬、介助犬、聴導犬（総称して、「身体障害者補助犬」）について受け入れが義務づけられています。 ②学校は、障がいのある児童・生徒に対し、均衡を失した場合や過度の負担になる場合などを除き、合理的配慮を行わなければなりません。また、障がいのあるなしに関わらず、外国につながるのある児童・生徒などへの配慮も必要です。 ③公共施設においては、障がい者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。ただし、減免措置に関しては、障がい者手帳等の提示がない場合は、障がいの有無を確認できないことから、減免措置を講じられない場合もあります。		
	◆アクティビティ2（35分） 「あなたならどう伝えますか」 ①個人で、ワークシート3にある事例1の会話の空欄部分について考える。 ②役割を決め、ロールプレイを行う。 ③グループで、事例1について、意見交換をする。 ④事例2、事例3についても同様に行う。 ⑤グループで出た意見を全体に発表し、共有する。 ⑥ファシリテーターの話を聞く。	・ワークシート3を配付する。 ・事例1～3をとおして、全員が役割を体験できるように促す。 ・資料をもとに解説する。	・ワークシート3 →P36 ・資料 →P37
	・相談者や助言者の立場から障がいのある人に対する偏見や差別についてふれ、障がい者の立場に立った支援について理解する。		
	◆振り返り（5分） ・アクティビティをとおして考えたこと、気づいたことを中心に振り返って書く。	・ワークシートに記入してもらう。	
まとめ 10分	◆まとめ（10分） ①学習を振り返って考えたことや感じたことを共有する。 ②まとめの話を聞く。	・活動のねらい（ポイント）を押さえる。	
	・障がい者のおかれている現状を知り、障がい者の立場に立った支援の大切さに気づく。		

<参考資料など>

「みんなで作る人権学習～さいしょのタネをわたしますか～Part2」

高知県教育委員会（平成17年3月）

「地域における人権教育の推進をめざして ライフステージに応じた参加体験型人権学習実践事例集」

兵庫県教育委員会（平成19年3月）

知っていますか？ このマーク

<考えてみましょう>

次の①～⑧のマークを見かけたことがありますか？

それぞれ何を意味しているか、下の□のア～クの中から選び、記号で答えましょう。

また、見かけたことがあれば、どこで見かけたのか思い出して考えてみましょう。

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



【答え】

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

ア【耳マーク】聞こえが不自由なことを表し、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表す。

イ【身体障害者マーク】肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する。

ウ【盲人のための国際シンボルマーク】盲人のための世界共通のマーク。

エ【ヘルプマーク】内部障がいや難病等、外部からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる。

オ【ハート・プラスマーク】心臓疾患など、身体内部に障がいがある人を表す。

カ【聴覚障害者マーク】聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する。

キ【ほじょ犬マーク】身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）法の啓発のためのマーク。

ク【手話マーク】耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、窓口など手話による対応ができるところが提示したりできるマーク。

内閣府ホームページ「障害者に関するマークの一例」より

【正解】

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
ウ	エ	キ	イ	オ	カ	ア	ク

これって、どう？

次の①～③に書かれている事象について、あなたはどのように考えますか。
あなたの考えを、理由も合わせて書いてください。

事象	あなたの考え・理由
① あるレストランでは、盲導犬とは一緒に入れるが、ペットの犬とは一緒に入れない。 	<考え・理由>
	<意見交換をして気づいたこと>
② 先生が宿題のプリントを配付するとき、発達性ディスレクシアのAさんには、皆と違うAさん用のプリントを配付した。 	<考え・理由>
	<意見交換をして気づいたこと>
③ ある公共施設の入場料は、障がい者手帳を見せると免除されるが、見せない人は免除されない。 	<考え・理由>
	<意見交換をして気づいたこと>

※発達性ディスレクシアとは

発達性ディスレクシアとは、知能や、聞いて理解する能力には問題がないとしても、読み書きに、特に困難を示す発達障がいの1つです。練習しても音読ができないとか、音読ができたとしてもスピードが遅いとか、漢字や仮名の形を思い出すことが難しい場合もあります。見えた文字を音に変換する情報処理が大変なので、文字が増えたり小さくなったりしたときに、ストレスで歪んだり線に見えてきたりすることもあります。

「あなたならどう伝えますか」

「 」(カッコ)のあいている箇所に、あなたならどう発言するかを書き入れてください。障がいのある人が抱えている不安や合理的配慮について考えて書きましょう。

事例1

授業参観の日に、保護者が廊下で話をしています。

Aさんの母「うちの子は落ち着きがありませんが、友だちが大好きなんです。

このままこのクラスで、みんなと一緒に体験を積ませたいのです。」

Bさんの母「でも、Aちゃんのせいで、うちの子は落ち着いて勉強ができないんですよ。」

Cさんの母「 」

事例2

ある会社の「お客様相談窓口」に、聴覚に障がいのあるDさんが、手話通訳者のEさんを介して問合せをしました。

手話通訳者「聴覚に障がいのあるDさんに代わって電話をしている手話通訳のEと申します。△△△△について教えていただきたいのですが。」

窓口担当者「失礼ですが、ご本人ではないですよ。当社では、ご本人以外の方とは、お話しできないきまりになっています。」

手話通訳者「 」

事例3

あるテーマパークで、人気アトラクション待ちの客が長い列を作っています。そこへ、休憩所で順番待ちをしていた車いすの客がやってきて、アトラクションの中へ入っていききました。

F「こっちは、ここで30分以上待っているのに、不公平な気がするな。」

G「そうかなあ。」

F「順番に並ぶべきだよ。」

G「 」

振り返り ～アクティビティをとおして考えたこと、気づいたこと～

事例1

発言例：「うちの子は、Aさんがいるとクラスが明るくなるって言っていました。」
(Aさんのよいところや頑張っているところを伝えるようにする。)

平成23(2011)年に、「障害者基本法」が改正され、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念の通り、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが目的とされました。

そこで、障がいや障がい者を正しく理解するとともに、人間が生まれながらにもっている権利が擁護され、誰もが自己選択や自己決定を尊重される地域社会の実現をめざすことが大切です。

事例2

発言例：「Dさんもサービスが利用できるように、責任者の方に今一度確認いただき、手話通訳者のサポートによる電話を認めていただくか、もしくは、メールやFAX等によるサービス利用の方法を紹介いただけませんか。本人確認ができないことがご心配なのであれば、事前に必要な手続きをお示しいただけるとよいと思います。」

障害者差別解消法では、差別を解消する措置として、行政機関や事業者については障がいのある方への「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供義務（事業者は努力義務）」が示されています。また、個人情報保護法上は本人の同意がある場合には、第三者に個人情報を提供することについて問題がありません。

この事例においても、本人の確認について合理的な配慮なく一律に拒絶していることに問題があります。事前に必要な手続きを示してもらい、手話通訳者によるサービスの利用ができるようにしたり、メールやFAXでの利用など、文字をとおしての問合せを可能にしてみたりするといった方法も検討してもらえよう伝えることも大切です。

事例3

発言例：「車いすの人は、きちんと順番を守っていると思うよ。それに、ここで待っていたら、疲れてしまうかもしれないから、休憩所で待てることは素晴らしいサービスじゃないかな。」

テーマパークの中には、障がい者だけでなく、妊娠中や高齢の方など、(一時的に)体の機能が低下している方に対し、本人が長時間列に並ぶことが困難な場合には、列以外の場所で待機することを認めているところもあります。

<障がい者の立場に立った支援とは・・・？>

周りの人から見て、手伝った方がよい状況だと判断しても、その人に確認をしないで勝手に手伝うということは、かえってその人に対するおせっかいな行為(過剰な支援)となってしまうかもしれません。

あなたが手伝った方がよい状況だと判断したら、「お手伝いしましょうか。」と、ぜひ、一言本人に確認してからお手伝いすることが大切です。